

調達管理番号： 20a00214

国名：ネパール

担当部署：社会基盤部都市・地域開発グループ

案件名：ネパール国参加型地方復興プロジェクト（地方行政）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：地方行政
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家派遣

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年7月中下旬から2022年3月上旬
- (2) 業務 M/M：現地 1.27M/M、国内 1.45 M/M、合計 2.72 M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
16日	38日	13日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月1日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2020年7月14日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	地方行政にかかる各種業務
対象国／類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

2015年4月25日、ネパール国の首都カトマンズ北西約77キロ(ゴルカ郡)を震源とするM7.8の地震が発生し、その後続いた余震も併せて死者8,702人、負傷者22,303人、全壊家屋約50万戸、半壊家屋約26万戸という、甚大な被害が生じた。

JICAは2015年から2019年にかけて、被災地域の早期復旧・復興、そしてより災害に強い国および社会の形成を支援するべく、「ネパール地震復旧・復興プロジェクト(The Project on Rehabilitation and Recovery from Nepal Earthquake、以下「RRNE」という。)」を実施した。同プロジェクトでは、Build Back Better(以下、「BBB」という。)実現のための首都強靱化、地方二郡の復興にかかる計画策定支援、および住民の短期的な生活再建ニーズに配慮した優先緊急復旧事業(Quick Impact Projects)の実施など、ネパールの復興に係る一連のプロセスを包括的に支援してきた。

現在のネパールは、震災直後の緊急的な復旧フェーズを脱し、更なる地固めのための復興フェーズに差し掛かっているが、震災直後から復興の旗振り役を担ってきた復興庁は2020年に解体となり(予定)、発災から5年間の復興枠組みを示した”Post-Disaster Recovery Framework(PDRF)”の終了も2020年末に迫っている。これまでの復興の進捗にかかる課題については、現在復興庁を中心

にまとめられている段階にあるが、復興庁が主に被災したハードインフラの再建に注力してきた中、住民の生計や生業の再生、コミュニティの強靱化等のソフト面の BBB には依然として大きな課題が見られる。また、特に社会的弱者を中心とした生活再建の遅れや、復興からの取り残しといった状況もこれまでの復興過程で散見されている。

ネパールでは 2015 年の新憲法制定によって連邦制が導入されたことに伴い、連邦・州・地方の三層構造が政府体制に導入され、新たに統廃合の上で設置された 753 の地方政府（293 都市、460 村）が地方行政の中心的な役割を担うこととなった。これらの地方政府は、新憲法および Local Government Operation Act (LGOA) に基づき、年次計画策定の責任と、中期・長期計画等の作成を担っており、現在も各地で開発計画の策定が進められている。

上記の状況を踏まえ、2019 年から開始した本プロジェクト（「参加型地方復興プロジェクト」(The Project on Participatory Rural Recovery、以下「PPRR」と言う)) は、ネパール地方部の復興をより包摂的で確かなものにするため、パイロット自治体の復興優先課題の抽出と、開発計画の策定・実施に取り組むことを通じて、地方政府職員及び住民の能力強化を行うものである。また、ハードインフラだけでなく、生業等の幅広い住民の復興ニーズを確実に計画に反映する仕組みを提案し、住民の主体性と共助を促す「参加型復興モデル」を形成する。同モデルは、最終的に参加型復興ガイドライン¹にとりまとめ、他自治体での活用のため普及することをプロジェクト目標とする予定である。

主たるカウンターパート機関は中央レベルでは復興庁であるが、2020 年に解体される予定であることから、連邦総務省 (MoFAGA) や国家計画委員会 (NPC) 等との連携も重要となる。また、パイロット自治体としてシンドウパルチヨーク郡とゴルカ郡で Urban Municipality と Rural Municipality を各 1 拠点選定済である²。

現在、プロジェクトは個別専門家 2 名（「プロジェクトリーダー／復興計画」、「業務調整／地方復興」）及びローカルコンサルタント 5 名が着任し、2 段階方式の技術協力プロジェクトとして詳細計画策定調査および一部活動を実施中である（但し、新型コロナの流行により、個別専門家は一時帰国し、現地活動も原

¹ 対象となるガイドラインは、LGOA が示す基本原則、National Planning Commission (NPC) が発表しているモデルガイドライン、又は地方政府毎に作成するガイドライン等のいずれかを想定。所管省庁としては、復興庁解体後であれば、LGOA を所管する MoFAGA (連邦総務省) 又はモデルガイドラインを有する NPC (国家計画委員会) 等が想定される。

² シンドウパルチヨーク郡 : Chautara-Sangachowkgadhi Urban Municipality/Helambu Rural Municipality、ゴルカ郡 : Palungtar Urban Municipality/Barpak-Sulikot Rural Municipality

則休止中)。

本業務では、現地渡航を3回予定しており、詳細計画策定フェーズでは、新型コロナウイルスの流行状況を踏まえ、国内業務として、担当分野の観点から、プロジェクトのPDMの最終化、活動に関連した制度・ガイドライン(案)の合意、事前評価等の支援を行うことを目的とする。本格フェーズでは、2020年10月の第一回渡航(詳細計画策定調査の事後フォロー)、2021年3月頃の第二回渡航(初年度活動振り返りと次年度計画)と、活動終了6か月前の第三回渡航(持続性強化に向けた提言)を国内業務及び現地業務を通じて行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、詳細計画策定フェーズにおいては、プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の専門家と協力・調整しつつ、担当分野に関わる協力計画策定に必要な以下の調査を行う。また、本格フェーズにおいては、プロジェクトの協力について担当分野にかかる当初計画と活動実績、計画達成状況を踏まえ、今後のプロジェクト活動の更なる強化と、制度構築に向けた支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第一次国内業務(詳細計画策定調査・2020年7月中下旬~8月中旬)

【事前準備】

- ① プロジェクトの関連資料等から、プロジェクトの背景及び内容を把握する。
- ② 個別専門家への、活動内容に関する事前ヒアリングを実施する。
- ③ 当該分野に係る既存の文献・法令・制度、関連する事業等の報告書、中央政府・地方政府の政策・計画等、調査に必要な当該国情報の収集・分析・内容把握を行う。また、JICAの類似案件の成果、課題、教訓(事後評価、指標に関する情報収集・整理を含む)を把握する。
- ④ 上記をもとに、相手国関係機関(復興庁(NRA)、連邦総務省(MoFAGA)、国家計画委員会(NPC)、パイロット4自治体等)から収集すべき内容を検討し、調査事項を整理する。
- ⑤ 相手国関係機関への事前質問項目(英文)を作成する。
- ⑥ PDM(Project Design Matrix)案(和文・英文)、PO(Plan of Operation)案(和文・英文)、および事業事前評価表案(和文)の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑦ 発注者と相談の上、担当分野にかかる詳細計画策定調査の対処方針(案)

を作成し、提出する（和文・英文）。

- ⑧ 調査団（JICA 社会基盤部・ネパール事務所・個別専門家）との定例打合せ、対処方針会議等に参加する。

【詳細計画策定調査】

- ① ネパール側関係機関との協議・ヒアリング（遠隔テレビ会議及びメールベース）等を可能な範囲で開催し、主要なものについてはその議事録を作成すると共に、プロジェクトの担当分野に関わる協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析、課題の整理を行う。

主な業務内容は以下のとおり。

- ア) 地方復興の制度構築に関する考え方等ならびに詳細計画策定調査の対処方針（案）の担当分野について、C/P への説明を行う。
 - イ) ネパールの当該分野の政策・上位計画と本プロジェクトの位置付けの整理
 - ウ) ネパールの本プロジェクト関係機関（C/P 等）の組織体制、人員、予算、法令上の役割と権限の整理
 - エ) 復興と開発計画策定に関わる中央省庁と地方自治体の役割分担、法令上の規定の把握
 - オ) 当該分野に係る過去の取り組みと今後の方針の把握（地方行政プログラム LCDGP 等）
 - カ) 基本統計情報、既存資料、関連法令情報等収集
 - キ) 「参加型復興モデル」構築・普及に向けて連携すべき政府関連機関等の動向確認、働きかけ上のポイントの整理
 - ク) 「コミュニティ復興プロジェクト」実施にかかる制度（案）にかかる C/P との協議、制度設計支援
 - ケ) 「コミュニティ・ファシリテーター」配置のための持続的な制度（案）にかかる C/P との協議、制度設計支援
 - コ) プロジェクト実施に係る先方負担事項の整理
 - サ) 事前評価案の作成に必要な担当業務にかかる成果指標の入手方法、ターゲット層に関する各種基礎データ収集
 - シ) プロジェクト実施に当たり、リスクとなる情報の整理
- ② 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（2 段階方式の修正 R/D 記

載事項)を検討する。

- ③ 調査団及びネパール側関係機関と協議のうえ、PDM(案)(英文・和文)、PO(案)(英文・和文)、R/D修正のためのM/M(案)(英文)の作成に協力する。
- ④ 調査で得られた結果を基に、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
- ⑤ 調査結果にかかるJICA内部の報告会に参加する。
- ⑥ 事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成し、監督職員に提出する。
- ⑧ 発注者と相談の上、新型コロナウイルス終息後の第一次現地業務にかかる対処方針(案)を作成し(和文・英文)、提出する。

(2) 第一次現地業務(2020年10月上旬予定)

新型コロナウイルスの流行終息を受けた渡航再開が2020年9月末以降に実現することを前提に、翌10月より、国内業務として実施した詳細計画策定調査業務の事後フォローとして、現地渡航を行う。

調査事項は詳細計画策定調査と同じとするが、特にサイト視察やネパール側関係機関との直接の協議等を通じて、PDM(案)(英文・和文)、PO(案)(英文・和文)の更なる見直しの要否を確認し、必要な場合はその作成に協力する。

また、担当分野の観点から、国内業務で作成を支援した各種制度(案)についても見直しを行う他、それに関連して必要となる先方政府との協議出席やワークショップ・研修への登壇等を行う。

現地業務完了に際し、現地調査結果報告書(英文)をC/Pに提出し、報告する。

(3) 第一次帰国後整理期間(2020年10月中旬)

- ① 帰国報告会に出席する。
- ② 担当分野の現地調査結果報告書(和文)を作成し、帰国後2週間以内に監督職員に提出する。

(4) 第二次国内業務(2021年3月上旬)

- ① 既存の文献、報告書等(調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び指標の

データを可能な範囲で現地専門家等から収集すると共に、現地で入手・検証すべき情報を整理する。

- ③ 第二次現地業務以降の全体業務を対象とするワークプラン（英文）を作成し発注者による確認ののち提出する。

（５）第二次現地業務（2021年3月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ネパール事務所、C/P にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② PDMに照らした初年度のプロジェクト活動実績についてC/Pと共有し、次年度に向けた改善事項について協議する。
- ③ プロジェクト目標にある「参加型復興モデル」の普及に向けて必要となる制度・ガイドライン等を精査の上、ドラフト済みのものについて初年度活動を踏まえた更新作業を支援する
- ④ ③に関連して、新たに必要性が判明したものについて、ドラフトを支援する。
- ⑤ 上記に関連して必要となる先方政府との協議出席や、ワークショップ・研修への出席・登壇等を行う。
- ⑥ PDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力し、また協議議事録（M/M）（英文）の作成・合意取り付けに協力する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）をC/Pに提出し、報告する。
- ⑧ JICA ネパール事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（６）第二次帰国後整理期間（2021年3月下旬）

- ① 第二次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を発注者に提出し、報告する。

（７）第三次国内業務（2022年2月上旬）

- ① 既存の文献、報告書等（調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び指標のデータを可能な範囲で現地専門家等から収集すると共に、現地で入手・検証すべき情報を整理する。

③ ワークプラン（英文）を作成し発注者による確認ののち提出する。

(8) 第三次現地業務（2022年2月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ネパール事務所、C/Pにワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② PDM に照らしたプロジェクトのこれまでの活動実績について C/P と共有し、プロジェクト終了までに取り組むべき事項や、プロジェクト終了後の上位目標に向けた提言等について協議する。
- ③ プロジェクト目標にある「参加型復興モデル」の普及に向けて必要となる制度・ガイドライン等を精査の上、ドラフト済みのものについてこれまでの活動を踏まえた更新作業を支援する。
- ④ ③に関連して、新たに必要性が判明したものについて、ドラフトを支援する。
- ⑤ 上記に関連して必要となる先方政府との協議や、ワークショップ・研修への出席・登壇等を行う。
- ⑥ PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力し、また協議議事録（M/M）（英文）の作成・合意取り付けに協力する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P に提出し、報告する。
- ⑧ JICA ネパール事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(9) 第三次帰国後整理期間（2022年2月下旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を発注者に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 詳細計画策定調査対処方針（第一次国内業務及び現地業務時）
詳細計画策定調査にかかる調査方針を発注者と相談の上、担当分野に関し作成する。
和文・英文共にデータ提出
- (2) ワークプラン（第二次・第三次業務時）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
英文 8 部（JICA 社会基盤部（1 部）、JICA ネパール事務所（1 部）、C/P（6 部））

- (3) 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
第一次国内業務時に作成。和文のみデータで提出。
- (4) 現地調査／業務結果報告書
各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。
英文 8 部（JICA 社会基盤部（1 部）、JICA ネパール事務所（1 部）、C/P（6 部））
和文 2 部（JICA 社会基盤部、JICA ネパール事務所へ各 1 部）
ただし、第三次現地業務結果報告書（和文）は（4）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第三次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P への最終報告書として内容を取り纏めることとする。
・ネパール「参加型復興モデル」制度の強化と普及に関する提言
- (5) 業務完了報告書
2022 年 3 月 5 日までに提出。
現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 社会基盤部及びネパール事務所に提出し、報告する。
PDM、PO 及び C/P と協働して作成した制度・ガイドライン（案）については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ネパール⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程
現地業務期間は 2020 年 10 月 1 日～10 日、2021 年 3 月 11 日～24 日、及び 2022 年 2 月 11 日～24 日を予定しています。
本業務従事者は、JICA の調査団員に先行して各現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務（第一次渡航）に係る調査団構成（案）は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 復興計画（個別専門家）
- エ) 地方復興（個別専門家）
- オ) 地方行政（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ネパール事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄ネパール語にローカルコンサルタントが対応
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：現地での打ち合わせ等にあたっては、プロジェクトオフィス内の執務スペース又は JICA ネパール事務所の会議室を提供予定（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム (imgge@jica.go.jp 又は Kitamatsu.Yuka@jica.go.jp) にて配布します。

- ・ 案件骨子（案）
- ・ PDM（最新版）

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (outm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 現地派遣業務については、第1回国内業務の進捗及び結果、また新型コロナウイルス流行の状況や先方政府側の対応も踏まえて、計画通り現地業務を実施するか、国内業務に振り替えて実施するかを検討し、国内業務に振り替えて遠隔で実施することになる可能性もあります。

以上